

成田市ふるさと寄附金返礼品協力事業者募集要項

(目的)

第1条 ふるさと納税制度による本市への更なる寄附の促進、地元特産品や観光PR等の地域振興を目的とし、寄附者に返礼品として贈呈する商品やサービスを取扱いする事業者（以下「協力事業者」という。）の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(受託事業者)

第2条 事業の効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、寄附者・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、返礼品における取扱業務全般を下記受託事業者へ委託する。

受託事業者 レッドホースコーポレーション株式会社

住所：東京都墨田区横網 1-10-5 KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2F

T E L : 0120-428-044 F A X : 03-6636-7917

(協力事業者の要件)

第3条 市が募集する協力事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 各種法令、条例等に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 原則、本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、店舗等または役務（サービス）の提供場所のいずれかが市内にある法人・団体または個人事業主であること。
- (3) 代表者等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でない者であること。
- (4) 個人情報取扱を厳重に取り行えること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 経営不振の状態（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始等）にないこと。
- (7) 市から指名停止措置を受けていないこと。

※ただし、上記の要件を満たしても、市が協力事業者として適当でないと認められた場合は、参加できない場合がある。

(返礼品の要件)

第4条 返礼品は、次に掲げる要件をいずれも満たしている商品等とする。

- (1) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に掲げる基準（地場産品基準）を満たすこと。なお、地場産品基準への適合性は、市が国に確認申請を行い最終判断を行うものとする。
- (2) 成田市の魅力を感じられるものであり、観光PR等の地域産業の振興につながる要素をもつ商品・サービスであること。

- (3) 市内で生産、製造、加工されているもの、市内の原材料を使用しているもの、市内で提供されるサービス、市の観光PR事業に関連するもののいずれかに該当していること。
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。
(ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものはこの限りではない。)
- (5) 受託事業者が必要とする書類の提出が可能であること。
- (6) 第三者が著作権、商標権その他の権利を有する場合にあっては、市の返礼品として提供することについて当該権利者の許諾を得ていること。
- (7) 食品を返礼品として提供する場合は、食品の産地名の適正な表示を確保すること。
- (8) 市の求めに応じ、提案価格や地場産品基準の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。
- (9) 地場産品基準3号(イ・ロを含む)に該当する返礼品(成田市内で製造・加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの)については、以下(ア)(イ)の要件をいずれも満たすこと。

(ア) 以下の算式による成田市内において生じた価値の割合が50%を超えること。

算式 $(A-B) / A$

算式の符号 A: 市が返礼品事業者に支払う返礼品の調達費用

B: 当該返礼品の製造・販売等のために成田市外で生じた費用

(イ) 令和8年度以降、国の定める様式により、市ホームページにて以下の情報を公開することに同意できること。

- i. 市が協力事業者に支払う返礼品の調達費用
- ii. 返礼品の一般販売価格
- iii. 返礼品の製造・加工地(〇〇国、〇〇市、等)
- iv. ア)の算式による成田市内において生じた価値の割合

2 返礼品の区分について、寄附金額に応じて次の区分の商品等を募集する。

(いずれも税込、送料込)

- 区分①市場価格が 1,500円程度(5千円以上～1万円未満の寄附者対象)
- 区分②市場価格が 3,000円程度(1万円以上～1万5千円未満の寄附者対象)
- 区分③市場価格が 4,500円程度(1万5千円以上～2万円未満の寄附者対象)
- 区分④市場価格が 6,000円程度(2万円以上～2万5千円未満の寄附者対象)
- 区分⑤市場価格が 7,500円程度(2万5千円以上～3万円未満の寄附者対象)
- 区分⑥市場価格が 9,000円程度(3万円以上～3万5千円未満の寄附者対象)
- 区分⑦市場価格が 10,500円程度(3万5千円以上～4万円未満の寄附者対象)
- 区分⑧市場価格が 12,000円程度(4万円以上～4万5千円未満の寄附者対象)
- 区分⑨市場価格が 13,500円程度(4万5千円以上～5万円未満の寄附者対象)

- 区分⑩市場価格が 15,000 円程度(5 万円以上～6 万円未満の寄附者対象)
 - 区分⑪市場価格が 18,000 円程度(6 万円以上～10 万円未満の寄附者対象)
 - 区分⑫その他、高額商品については個別提案による(10 万円以上の寄附者対象)
- ◆指定の受託事業者へ上記価格帯商品を提案(小売価格)すること。

(申込期間及び申込方法)

第 5 条 協力事業者は、随時募集する。

2 返礼品の提供を希望する協力事業者は、成田市役所シティプロモーション部観光プロモーション課に次のとおり申し込み後、受託事業者と返礼品について調整をすることとする。

(1) 協力事業者の登録申し込み

協力事業者の登録をする場合は、「成田市ふるさと寄附金返礼品協力事業者登録申込書(第 1 号様式)」に、必要事項を記入して提出すること。

(2) 協力事業者・返礼品等の決定

申込内容等を総合的に判断して、協力事業者・返礼品等を決定する。

(3) その他

市及び受託事業者からその業務のために必要とする事務書類の提出について依頼があった場合には、別途提出すること。

(市や受託事業者への報告について)

第 6 条 協力事業者は、以下に該当する事案が発生した場合、速やかに受託事業者に報告すること。また、市や受託事業者から求めがあった場合、必要な資料等を提供すること。

(1) 事業者情報に変更がある場合

(2) 返礼品情報の変更・削除や、一時掲載停止等を希望する場合

(3) 返礼品の発送遅延や、品質や製造・発送過程での問題や苦情が生じた場合

(4) その他、返礼品の提供に関して報告すべき事案が発生した場合

(登録の取消し等)

第 7 条 以下の事由に該当する返礼品について、市は提供を終了する場合がある。

(1) 本要項で定める返礼品の採用要件に適合しなくなったものと市が認める場合

(2) 国の制度改正等により、返礼品の採用要件に適合しなくなった場合

(3) その他、返礼品としての取扱いに支障があると市が判断した場合

2 以下の事由に該当する協力事業者について、市は登録を取り消す場合がある。

(1) 本要項で定める内容への不適合や違反行為が判明した場合

(2) 市や受託事業者への申請内容に虚偽があった場合

(3) 市に損害を及ぼす行為や、市のイメージ等を損なう行為があった場合

(4) その他、本事業の運営に支障をきたす行為があったと市が判断した場合

(その他留意事項)

- (1) 個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関連法規を遵守すること。また、寄附者の個人情報は、本事業における返礼品の提供以外の目的での使用や、第三者への提供を行わないこと。協力事業者としての登録が終了した後も同様とする。
 - (2) 返礼品の品質等に関する寄附者からの苦情や補償等に関しては、市は一切責任を負わない。協力事業者が真摯に対応して解決に努めること。また、寄附者から苦情があった場合及び寄附者へ補償した場合にはその内容について速やかに受託事業者に報告すること。
 - (3) 本要項で定める内容の確認及び本事業の遂行のため、市や受託事業者は、協力事業者に対し必要な書類の提出を求めたり、事業所等への立ち入り調査を行うことができるものとする。また、協力事業者はそれらの求めに対し協力するものとする。
 - (4) 協力事業者への応募結果及び登録取り消し等に関する異議申し立てや問合せについては、市は応じない。
 - (5) 協力事業者として登録したこと又は返礼品を登録したことにより、協力事業者が被った損害又は第三者に与えた損害に対して、市は一切の責任を負わない。
- 6 本要項に定めのない事項や、本要項に関する疑義が生じた場合には、市と協議の上解決するものとする。

附 則

- この要項は、平成29年11月1日から施行する。
- この要項は、平成31年1月1日から施行する。
- この要項は、令和2年10月1日から施行する。
- この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- この要項は、令和5年10月1日から施行する。
- この要項は、令和8年5月1日から施行する。